

# 貸付事業からのお知らせ

## ● 特別償還（一部繰上償還）を受付けます ●

期末勤勉手当併用償還を選択している貸付については、賞与月（6月・12月）のみ一部繰上償還をすることができます。（※）一部繰上償還を希望される方は「全部・一部繰上償還承認申請書」を共済事務担当課までご提出ください。

## ● 住宅・災害貸付金の償還期間等変更を受付けます ●

すでに住宅・在宅介護対応住宅・災害・特例災害貸付（災害家財貸付を除く）の償還をされている場合、毎年5月・11月に、借受人の申し出により残存する償還回数の範囲内で期間の短縮や毎月・期末勤勉手当償還の割合を変更することができます。（※）希望される方は「住宅・災害貸付金償還期間等変更申出書」を共済事務担当課までご提出ください。

### 特別償還・償還期間等 変更について

- 書類の提出は12月7日（月）共済組合必着となりますが、所属所により締切日は異なります。なお、変更後の償還予定表は、平成27年12月中に送付いたします。
- 「全部・一部繰上償還承認申請書」及び「住宅・災害貸付金償還期間等変更申出書」は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。また、記入例も掲載していますので併せてご利用ください。
- 全部繰上償還及び毎月償還をしている貸付の一部繰上償還については、毎月受付けています。

## ● 年末残高等証明書について ●

住宅借入金等特別控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の送付については、次のとおりです。（※）

- 平成26年分までの所得について住宅借入金等特別控除の確定申告を行い、税務署から「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」と「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」が送付されている方  
➡ **年末調整用**として **平成27年10月中旬** に送付しましたのでご確認ください。
- 平成27年1月以降、住宅を新築、購入または増改築し入居した方  
➡ **確定申告用**として **平成28年1月中旬** に送付いたします。

（※）償還期間の変更または一部繰上償還をしたことにより、**償還期間が10年（120回）未満となった場合は「住宅借入金等特別控除」の対象外となりますのでご注意ください。**